○徳島大学地域共同インキュベーション研究室 及び 　ベンチャー ビジネス育成研究室利用に関する諸注意○

　　　　　　　 平成　６年７月２８日徳島大学地域共同研究センター運営委員会申し合わせ平成１７年６月２８日改正・徳島大学新技術研究調整委員会申し合わせ 　　平成２２年７月１６日改正・徳島大学産学官連携推進部申し合わせ　　　　　平成２７年４月１日改正・徳島大学研究支援・産官学連携センター申し合わせ

１ 利用者は、該当する研究室内実験室から退出するときは、火気の安全確認を行うとともに電源及び水道の停止及び窓等の施錠を確認した後、実験室を施錠すること。

２ 利用時間

（１）該当する研究室の利用時間は９時から１７時までとする。実験の都合上やむを得ず夜間に使用しようとするときには、原則として２１時までとする。なお、徳島大学環境・エネルギー管理委員会が定めるＣＯ２削減行動計画を尊重するものとする。

（２）夜間、休日及び該当する研究室の教職員が不在の日（以下「時間外」という。）は閉館とする。

（３）時間外利用者は、原則として教職員とし、学生の使用に際しては利用代表者が指示した教職員が同伴し、事故防止に努めること。

（４）時間外における該当する研究室への出入は、電子ロック解錠カードを使用すること。非常口等カードを使用できない入口の利用は、緊急時以外の場合において禁止する。

（５）電子ロック解錠カードは、研究室内実験室の利用代表者及び設置機器の研究代表者に交付する。

（６）電子ロック解錠カードの交付を受けた者は、防犯上の見地から紛失しないよう注意すること。紛失したときは速やかに該当する研究室に届け出ること。

（７） 電子ロック解錠カードを紛失した者は、弁償するものとする。

３ 研究室内は上履きを使用すること。利用者は各自が上履きを用意すること。

４ 研究室内は原則として禁煙とする。

５ 研究室内は清潔に保ち、汚損することのないよう常に留意すること。

附 則

この申し合わせは，平成６年７月２８日から実施する。

附 則

この申し合わせは，平成１７年６月２８日から実施する。

附 則

この申し合わせは，平成２２年７月１６日から実施する。

附 則

この申し合わせは，平成２７年４月１日から実施する。